

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに
使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるよう
になります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額
を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！



詳しくは

マイナポータル



令和5年4月1日より、マイナンバーカードを
健康保険証（マイナ保険証）としてご利用いただけます。

当院はオンラインシステムを通じて、診療情報を取得・活用することにより、
質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

（医療情報・システム基盤整備体制充実加算は令和5年4月より算定）

なお、各種公費負担受給証（子ども医療・重度心身障害者・ひとり親家庭等・
小児慢性特定疾病・難病等）については従来どおり原本を受付にご提示ください。